

東海市選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項において読み替えて適用する同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおり定めた。

令和8年1月27日

東海市選挙管理委員会委員長 稔 田 とし恵

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所

東海市中央町一丁目1番地 東海市役所